平成２４年（再ロ）第１５号

福岡市西区西の丘３丁目６番６号
再生債務者　向井　長興
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年10月９日まで
平成25年９月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第２号

金沢市畝田西４丁目78番地２
再生債務者　中村　洋一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年10月21日まで
平成25年９月24日
金沢地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１６号

兵庫県尼崎市東難波町４丁目21番35―509号
再生債務者　菊地　保実
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月19日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再ロ）第１号

兵庫県加古川市野口町長砂632番地の８
再生債務者　堀　耕平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月18日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（再ロ）第１号

長野県下伊那郡下條村睦沢4410番地４
再生債務者　宮島知恵子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月20日　長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（再ロ）第７号

鳥取県米子市大谷町５番地７
再生債務者　石原　広幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月20日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（再ロ）第８号

鳥取県米子市大谷町５番地７
再生債務者　石原　裕子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月20日　鳥取地方裁判所米子支部

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社エース・マシンファクトリーとします。
効力発生日は平成二十五年十一月五日であり、当社の総社員の同意の取得は平成二十五年九月二十四日に終了しております。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十月二日
大阪府柏原市円明町六二六番地の一
合同会社エース・マシンファクトリー
代表社員　佐々木隆博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し六百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十一月十五日であり、株主総会の決議は、平成二十五年十月一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月二十日
掲載頁　五十五頁（号外第一八二号）
平成二十五年十月二日
岡山県倉敷市松島六六七番地の四
ニチワ土地建物株式会社
代表取締役　守屋　良昭

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十五年十月二日
東京都千代田区大手町二丁目六番二号
小野田化学工業株式会社
代表取締役　及川　茂樹

限定承認公告

本籍東京都文京区白山五丁目三一番地、最後の住所東京都新宿区北新宿一丁目三四番一〇号
被相続人　亡　一ノ瀬公貴
右被相続人は平成二十五年三月三十日頃死亡し、その相続人は平成二十五年九月十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二日
東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法曹ビル四〇八号竹川忠芳法律事務所
限定承認者一ノ瀬敏子
右法定代理人保佐人　竹川　忠芳

限定承認公告

本籍徳島県板野郡藍住町東中富字東安永六一番地一、最後の住所東京都江戸川区東小松川三丁目一四番四号二〇五号室
被相続人　亡　佐野　仁
右被相続人は平成二十五年三月十三日死亡し、その相続人は平成二十五年九月十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月二日
東京都江戸川区東小松川三丁目一四番四号二〇五号室　限定承認者　佐野よし美

事業の一部譲渡に関する公告

当銀行は、平成二十五年九月十八日開催の取締役会において、金融庁長官の認可等を条件として、当銀行バンコック支店における事業を譲渡することを決議いたしました。
つきましては、右の一部譲渡にいう異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
以上、銀行法第三十五条第１項に基づき公告いたします。
記
一　譲渡の対象
当銀行バンコック支店における事業
二　譲渡の相手方（譲受人）
1222 Rama III Road, Bang Phongphang, Yan Nawa, Bangkok 10120, Thailand Bank of Ayudhya Public Company Limited
以　上
平成二十五年十月二日
東京都千代田区丸の内二丁目七番１号
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
頭取　平野　信行

訂正公告

平成二十五年九月二十六日掲載の株式会社スタンダード&シールズに係る資本金の額の減少公告中、「東京都港区新橋二丁目一九番四号」とあるは「東京都中央区日本橋本町三―三―六日本橋ワカ末ビル七階」の誤りにつき訂正します。
扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二四八四	二	二	10,000,000	8,500,000
〃	二	二	8,500,000	7,000,000

二四八ページ四段二三行目を削除する。
平成二十五年九月五日法務省告示第三百二十五号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）
三ページ二段終りから一一行目から一〇行目までを削除する。
平成二十五年四月二十四日（号外第八十八号）近畿地方整備局告示第百三十一号（土地収用法の規定に基づく事業の認定をした件）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三	二	終りから二まで		地内まで

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　十月二日付第二二四号六四　ページ●同日付政府調達第一八五号三二ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）